



事務連絡
平成 23 年 3 月 16 日

都道府県
水質汚濁防止法政令市 } 環境担当部（局）長 殿

環境省水・大気環境局水環境課長

指定物質に係る事故の事例について

「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律」（平成 22 年法律第 31 号）の施行にあたり、事故時の措置の範囲の拡大が行われ、その取扱いについては、「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行について」（平成 23 年 3 月 16 日付け環水大大発第 110316001 号、環水大水発第 110316002 号環境省水・大気環境局長通知）において通知したところであるが、指定物質による事故事例について別紙のとおり連絡するので、業務の参考とされたい。

なお、今後、関係機関と連携しながら、引き続き水質事故の発生情報について収集を行うので、あわせて御協力をお願いしたい。

